

宮若市簡易水道事業経営戦略

(平成29年度～平成38年度)

平成29年2月

宮 若 市

【目次】

1	経営戦略策定の趣旨	1
2	現状と課題	2
(1)	水需要	2
(2)	簡易水道事業特別会計の決算額の推移	2
(3)	財源の確保	3
(4)	事業の意義	3
(5)	災害・危機管理対策	3
(6)	経営	3
(7)	人材育成	4
(8)	広域化について	4
3	経営方針	5
(1)	水道水の供給	5
(2)	水道水の確保	5
(3)	水道施設の維持管理	5
(4)	水質検査体制の充実	5
(5)	情報提供	6
4	計画期間	7
5	投資・財政計画（収支計画）	7
6	今後の経営状況	11
7	効率化・経営健全化の取組	11
(1)	組織等に関する事項	11
(2)	民間活用に関する事項	11
(3)	その他の経営基盤の強化に関する事項	11
(4)	広域化に関する事項	11
(5)	資金管理・調達に関する事項	12
(6)	情報提供に関する事項	12
(7)	その他重点事項	12
※	参考	
	・宮若市給水マップ	
	・水道水ができるまで	

1 経営戦略策定の趣旨

本市は、平成18年2月11日に宮田町と若宮町の合併により誕生し、安全な水、きれいな水、おいしい水は宮若市の魅力の一つです。

合併前、旧宮田町では上水道事業、旧若宮町では簡易水道事業により整備が進められてきました。

簡易水道事業は、昭和48年8月に事業認可を受け、同年9月から沼口浄水場建設用地の買収を開始いたしました。山陽新幹線福岡トンネル工事に起因する犬鳴川漏水問題が発生し、この補償処理などで犬鳴ダムの着工が遅れ、これらが主な要因となり、平成11年4月、計画給水人口4,350人（給水区域面積58km²）で供用を開始することになりました。平成27年度末における普及率は64.1%であり、加入戸数はわずかながら毎年増加しています。

今後も、健全な簡易水道事業運営を行うため、水道水の安全性や供給の安定性について広く市民の理解を求め、加入の促進を図っていく必要があります。

本経営戦略は、水道法の基本理念である「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」に基づき、今後の簡易水道事業の健全な経営を行っていくために平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間として策定するものです。

2 現状と課題

(1) 水需要

若宮地区は、農業を中心とした地域です。各戸には従来の持ち井戸があり、また、水道水のカルキ臭に対する違和感から水道利用を手控える傾向にあることから、水道水の安全性、供給の安定性について広報紙に掲載するなどPR活動を行ってきました。

平成19年度から給水区域内において、賃貸住宅等の建設が活発化し料金収入が飛躍的な伸びを示し、平成26年10月に簡易水道料金を上水道料金に統一し、水道料金が安くなったこともあり、給水人口は増加している状況であり、給水戸数は直近5か年においては15.5%増加し、また、年間有収水量は直近5か年において18.1%増加しています。

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	5か年増減
計画給水人口(人)	4,350	4,350	4,350	4,350	4,350	—
計画給水戸数(戸)	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	—
現在給水人口(人)	1,838	1,911	2,023	2,083	2,166	17.8%
現在給水戸数(戸)	750	764	809	833	866	15.5%
普及率(%)	55.6%	56.6%	59.9%	61.7%	64.1%	8.5%
有収水量(m ³)	151,387	157,165	164,469	165,081	178,817	18.1%

* 有収水量とは、料金徴収の基礎となった水量をいう。

(2) 簡易水道事業特別会計の決算額の推移

過去5年間の簡易水道事業特別会計の歳入と歳出を比較してみます。

【歳入】

(千円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
水道料金	43,373	44,780	47,025	40,966	37,476
繰入金	47,000	38,000	40,318	49,400	52,000
諸収入	12,563	11,802	12,024	18,000	10,827
市債	—	7,700	3,000	3,700	1,400
合計	102,936	102,282	102,367	112,066	101,703

【歳出】

(千円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
管理費	15,021	13,389	10,531	13,449	12,704
事業費	30,697	29,518	26,744	41,974	31,901
公債費	56,869	56,808	56,459	56,491	56,471
合計	102,587	99,715	93,734	111,914	101,076

簡易水道事業は、小規模にもかかわらず給水区域内の集落が点在しているため（配水管総延長44.2km）、建設費が割高となり、これが元利償還額の増大につながり、資本費及び給水原価を引き上げる大きな要因となっています。

簡易水道事業特別会計では、上水道事業と兼務で業務を担当している職員の人件費を計上していないため、水道料金収入で管理費をほぼ賄うことができているように見えます。しかし、事業に充てた市債の償還金である公債費を含めると赤字となり、この赤字を補てんするために一般会計から繰入金を充当しています。

このように、簡易水道事業特別会計は、近年では一般会計からの繰入金に大きく依存している財務体質であることが分かります。

(3) 財源の確保

簡易水道事業は、水道料金を基本財源として事業を運営していることから、収納率の向上に努めるなど水道料金収入を確保し、健全な経営を行っていく必要があります。

(4) 事業の意義

簡易水道事業は、ライフラインとして、市民生活や社会経済活動に欠かすことのできない事業であり、安定供給の確保、安全でおいしい水の供給を主要施策として、計画的かつ効率的な経営に努めていく必要があります。

(5) 災害・危機管理対策

わが国では、近年、大規模な地震が全国各地で頻発し、局地的な大雨による洪水や土砂災害が増加しており、水道施設の被害による断水や給水制限などの影響が生じています。

今後は、ハード、ソフト両面の整備により、災害に強い簡易水道事業を目指して、取組を強化していくことが必要となります。

(6) 経営

人員配置の見直しや民間委託を検討し、効率的な施設運営に努めていく必要があります。

(7) 人材育成

平成32年度から簡易水道事業においても財務会計上、地方公営企業法が適用されることから、公営企業会計制度及び施設管理に精通した職員を育成していく必要があります。

(8) 広域化について

人口減少・少子高齢化に伴う料金収入の減少などにより、水道経営環境は厳しさを増しております。このことから、国は経営基盤の強化、経営効率化の推進、地域住民サービスの向上、技術の継承等を図る観点から、水道事業の広域化に積極的に取り組むことが必要であると示しています。

3 経営方針

本経営戦略で今後推進していく経営方針は、次のとおりとします。

(1) 水道水の供給

安心・安全でおいしく飲める水道水を供給するため、良質な水源を保全していきます。また、水質管理の徹底に努め、水源・水質監視体制の強化を図っていきます。

(2) 水道水の確保

①耐震化の促進

配水管の更新・整備に当たっては、水道施設アセットマネジメント（厚生労働省が推進している水道施設長期更新計画）を策定し、計画的に整備を進めると同時に災害に強い簡易水道事業を目指していきます。

②応急給水体制・応急復旧体制の充実

大規模な地震や大雨災害、渇水等による断水や給水制限に備え、応急給水など迅速な対応と早期復旧を目指した計画を策定していきます。

(3) 水道施設の維持管理

①水道施設の更新

水道施設の耐用年数は、管路や建築・土木施設で40～60年となっており、アセットマネジメントに基づき、更新基準を経過した管路及び配水池等の整備を計画的に実施していきます。

②施設更新費用負担の対応

水道施設の更新については、事業費を平準化し、建設改良費の財源として企業債の借入れを行うことや、可能な限り補助事業制度を活用するなど今後も財源の確保を行っていきます。

③技術者の確保

水道事業の運営に欠かせない専門的な知識や技術の習得のため、内部研修の開催や外部研修への参加により職員能力の向上を目指していきます。

管路管理システムなどの整備を進めるとともに、専門的な知識を継続的に共有できるよう、再任用制度等の活用や外部委託等の検討に取り組み、業務の効率化を図っていきます。

(4) 水質検査体制の充実

水道利用者に安心して安全な水道水を提供するため、水質検査計画に基づき正確で精度が高く、かつ、信頼性が確保された水質検査を行い、その検査結果を公表していきます。

(5) 情報提供

①水道水に関する情報の発信

水道利用者に水道水の安全性やおいしさについて理解を深めてもらうため、広報紙やホームページなどにより水道水の良さを今後も積極的にPRを行っていきます。

また、上水道事業と併せて、水道課広報誌『水と生活（仮称）』を年間2回発行し、水道水に関する情報や水道課の取組について、水道利用者の視点に立ってわかりやすく情報を発信していきます。

②浄水場見学の実施

水道水ができるまでの過程を実際に見学することで、水道水への安全性についてより理解を深めることができるように浄水場で今後も見学会等を実施していきます。

4 計画期間

本経営戦略の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。また、経営状況等の変化に対応するため必要に応じて見直しを行います。

5 投資・財政計画（収支計画）

宮若市の今後10年間にわたる事業計画として別紙「投資・財政計画」を作成しました。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
			(決算)											
收益的収入	1 総 収 益 (A)	68,653	72,702	71,698	71,804	70,558	69,697	68,622	67,678	66,872	65,724	63,447	61,314	
		(1) 営 業 収 益 (B)	48,151	47,294	47,388	47,482	47,576	47,671	47,766	47,861	47,956	48,052	48,148	48,244
		ア 料 金 収 入	37,476	37,570	37,664	37,758	37,852	37,947	38,042	38,137	38,232	38,328	38,424	38,520
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	10,675	9,724	9,724	9,724	9,724	9,724	9,724	9,724	9,724	9,724	9,724	9,724
		(2) 営 業 外 収 益	20,502	25,408	24,310	24,322	22,982	22,026	20,856	19,817	18,916	17,672	15,299	13,070
		ア 他 会 計 繰 入 金	20,502	25,408	24,310	24,322	22,982	22,026	20,856	19,817	18,916	17,672	15,299	13,070
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)	55,909	54,959	53,976	52,969	51,951	50,943	49,918	48,860	47,789	46,774	45,854	45,098	
		(1) 営 業 費 用	42,190	42,342	42,496	42,651	42,807	42,965	43,125	43,286	43,448	43,612	43,777	43,944
		ア 職 員 給 与 費	16,549	16,701	16,855	17,010	17,166	17,324	17,484	17,645	17,807	17,971	18,136	18,303
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	25,641	25,641	25,641	25,641	25,641	25,641	25,641	25,641	25,641	25,641	25,641	25,641
		(2) 営 業 外 費 用	13,719	12,617	11,480	10,318	9,144	7,978	6,793	5,574	4,341	3,162	2,077	1,154
ア 支 払 利 息		13,719	12,617	11,480	10,318	9,144	7,978	6,793	5,574	4,341	3,162	2,077	1,154	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	12,744	17,742	17,722	18,835	18,607	18,753	18,704	18,818	19,083	18,950	17,592	16,216		
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	32,898	27,592	28,690	28,678	27,518	26,974	28,144	29,183	28,584	27,328	24,701	19,930	
		(1) 地 方 債	1,400											
		(2) 他 会 計 補 助 金	31,498	27,592	28,690	28,678	27,518	26,974	28,144	29,183	28,584	27,328	24,701	
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金												
		(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	45,167	44,805	45,590	46,623	45,567	45,093	46,278	47,497	46,787	45,503	41,883	35,892	
		(1) 建 設 改 良 費	2,415	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	42,752	43,605	44,390	45,423	44,367	43,893	45,078	46,297	45,587	44,303	40,683	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-12,269	-17,213	-16,900	-17,945	-18,049	-18,119	-18,134	-18,314	-18,203	-18,175	-17,182	-15,962		

投資・財政計画

区 分	年 度		前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
			(決算)											
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	475	529	822	890	558	634	570	504	880	775	410	254
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	152											
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	627	529	822	890	558	634	570	504	880	775	410	254
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)												
実 質 収 支		黒	627											
		赤												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		70											
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額		(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	48,151	47,294	47,388	47,482	47,576	47,671	47,766	47,861	47,956	48,052	48,148	48,244
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条より算定した資金の不足額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													

○他会計繰入金

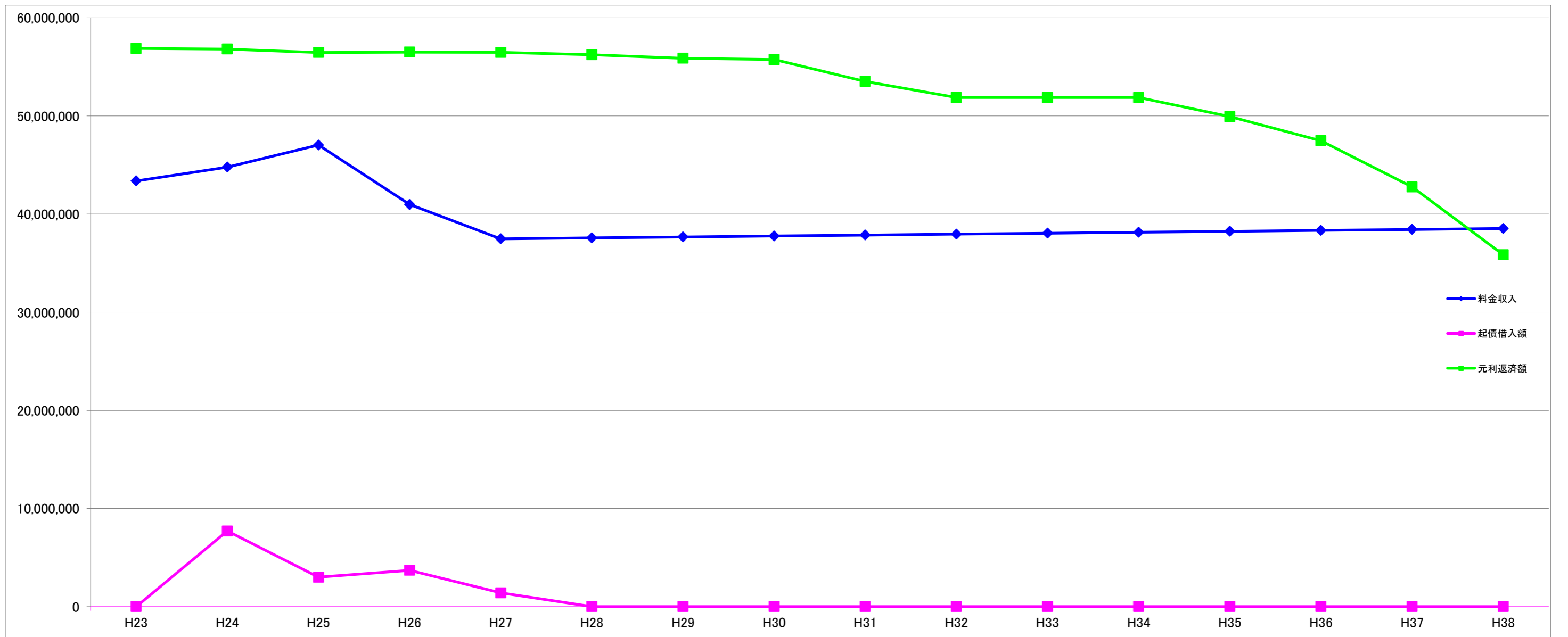
(単位:千円)

区 分	年 度		前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
			(決算)											
収益的収支分			20,502	25,408	24,310	24,322	22,982	22,026	20,856	19,817	18,916	17,672	15,299	13,070
	うち基準内繰入金		20,502	19,904	18,105	18,521	17,717	17,032	15,286	13,818	13,163	12,534	10,981	10,524
	うち基準外繰入金		0	5,504	6,205	5,801	5,265	4,994	5,570	5,999	5,753	5,138	4,318	2,546
資本的収支分			31,498	27,592	28,690	28,678	27,518	26,974	28,144	29,183	28,584	27,328	24,701	19,930
	うち基準内繰入金		21,656	22,088	22,485	22,877	22,253	21,980	22,574	5,998	22,831	22,190	20,383	17,383
	うち基準外繰入金		9,842	5,504	6,205	5,801	5,265	4,994	5,570	23,185	5,753	5,138	4,318	2,547

料金収入・借入額・返済額の推移(予測)

(単位:円)

	← 過去5年の実績 →					現年度見込	← 今後の推移(予測) →									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
料金収入	43,373,590	44,780,460	47,024,820	40,965,700	37,475,915	37,570,000	37,664,000	37,758,000	37,852,000	37,947,000	38,042,000	38,137,000	38,232,000	38,328,000	38,424,000	38,520,000
起債借入額	0	7,700,000	3,000,000	3,700,000	1,400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支払利息	17,656,537	16,658,294	15,724,062	14,762,245	13,718,928	12,616,794	11,480,450	10,317,602	9,143,524	7,978,060	6,793,559	5,574,286	4,340,518	3,162,245	2,076,645	1,154,171
元金支払	39,212,308	40,149,840	40,734,976	41,728,607	42,751,647	43,605,052	44,389,795	45,423,389	44,367,380	43,893,224	45,077,725	46,296,998	45,586,668	44,302,325	40,683,127	34,692,333
元利返済額	56,868,845	56,808,134	56,459,038	56,490,852	56,470,575	56,221,846	55,870,245	55,740,991	53,510,904	51,871,284	51,871,284	51,871,284	49,927,186	47,464,570	42,759,772	35,846,504
年度末 起債残高 (元金)	660,959,725	620,809,885	587,774,909	551,946,302	511,394,655	467,789,603	423,399,808	377,976,419	333,609,039	289,715,815	244,638,090	198,341,092	152,754,424	152,754,425	108,452,099	67,768,972



6 今後の経営状況

計画期間の経営状況は、給水量の増減に伴う給水収益の増減にあわせて変動しますが、計画期間内の料金収入に関しましては毎年 0.25%の増収を見込み、計画を策定しています。

7 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織等に関する事項

宮若市水道課では、簡易水道事業とともに、上水道事業を所管しています。

平成32年度からは、簡易水道事業も財務会計上、地方公営企業法が適用されることから、さらなる効率的な企業の運営を行い、経費の節減を図らなければなりません。

目標管理や企業会計などの民間の経営管理を導入するとともに、研修への参加などにより職員の資質向上に努めていきます。

(2) 民間活用に関する事項

現在、窓口業務や料金関係業務を民間業者に委託することで、職員数の削減やコストの縮減に取り組んでいます。

今後も、先進事例を参考にしながら、より効率的で、より良いサービスが提供できるように取り組んでいきます。

(3) その他の経営基盤の強化に関する事項

①組織の活性化と人材の育成

職員一人ひとりが水道料金により事業を運営していることを認識し、サービス精神と経営感覚の一層の向上に努めます。

②歳入の確保

水道料金以外の歳入の確保のため、補助事業制度の活用などに取り組んでいきます。

(4) 広域化に関する事項

給水人口の減少により、今後の経営が厳しくなることが予想されるため、近隣の事業体と広域連携の可能性について情報交換を行っていきます。

(5) 資金管理・調達に関する事項

建設改良費については、大規模な事業が終了していることもあり、毎年の起債償還額は減少していく見込みです。今後はアセットマネジメントに沿った施設更新時における適切かつ効率的な資金管理を実施していきます。

(6) 情報提供に関する事項

広報紙、ホームページや『水と生活（仮称）』をとおして、水道のしくみ、水道施設の位置や規模、水質検査計画、水道料金やその体系、事業の進捗状況など簡易水道事業全般についての情報提供を充実していきます。

(7) その他重点事項

安全で安定した水を供給するために、地震や大雨に伴う洪水や土砂災害による断水や給水制限などに対する防災対策や危機管理体制の強化はこれまでも取り組んできました。今後も一般行政部局や水道業務に携わる民間企業、近隣事業体とも連携して災害に強い簡易水道事業を目指して、取組を強化していきます。

宮若市簡易水道事業経営戦略

編集・発行 宮若市水道課

〒823-0011 福岡県宮若市宮田 29 番地 1

TEL : 0949-32-1005 (直) FAX : 0949-32-1041

みやわか し きゅう すい 宮若市給水マップ

みやわか し きりのじょうすいじょう ぬくみじょうすいじょう かみのくまじょうすいじょう ぬまぐちじょうすいじょう
宮若市には、桐野浄水場、生見浄水場、神ノ隈浄水場、沼口浄水場の
4つの浄水場があり、それぞれの給水区域に給水しています。

ぬまぐちじょうすいじょう
沼口浄水場



ぬくみ すいげんち ぬくみ じょうすいじょう
生見水源池 (生見浄水場)



きりのじょうすいじょう
桐野浄水場

きりのじょうすいじょう
桐野浄水場



みやた ちく じょうすいどうじぎょう
宮田地区 (上水道事業)







わかみや ちく かんい すいどうじぎょう
若宮地区 (簡易水道事業)

かみのくますいげんち かみのくまじょうすいじょう
神ノ隈水源池 (神ノ隈浄水場)

-  浄水場
-  配水池
-  取水場
-  水源池

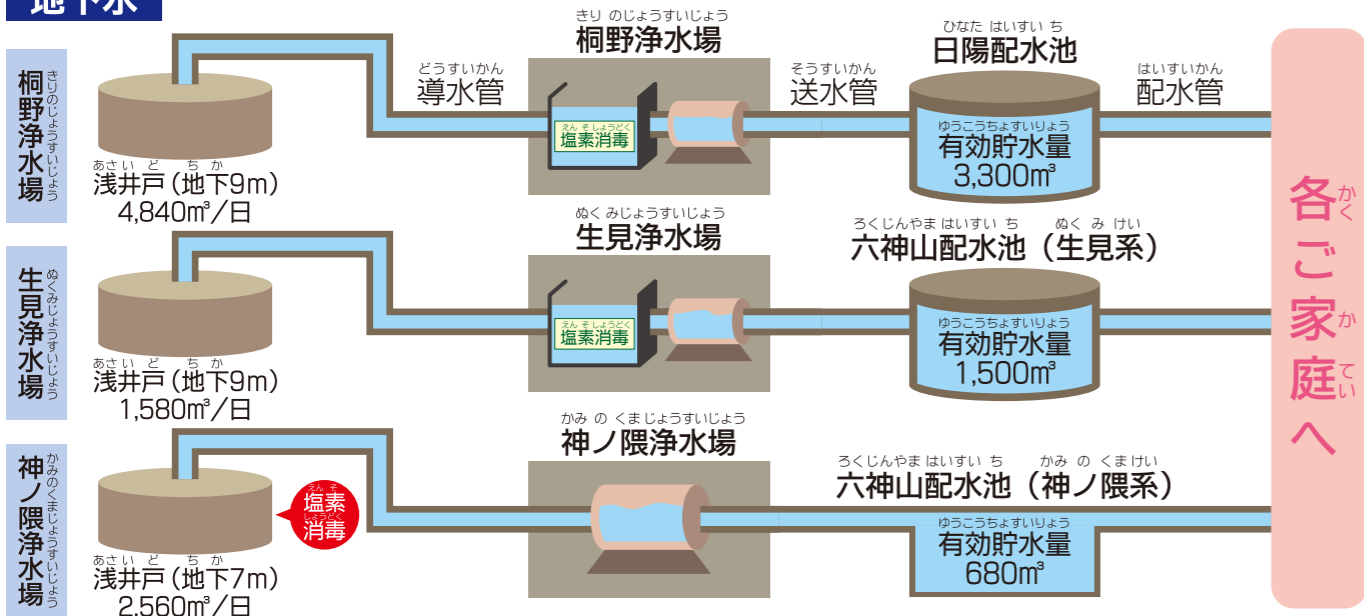
かみのくますいげんち かみのくまじょうすいじょう
神ノ隈水源池 (神ノ隈浄水場)



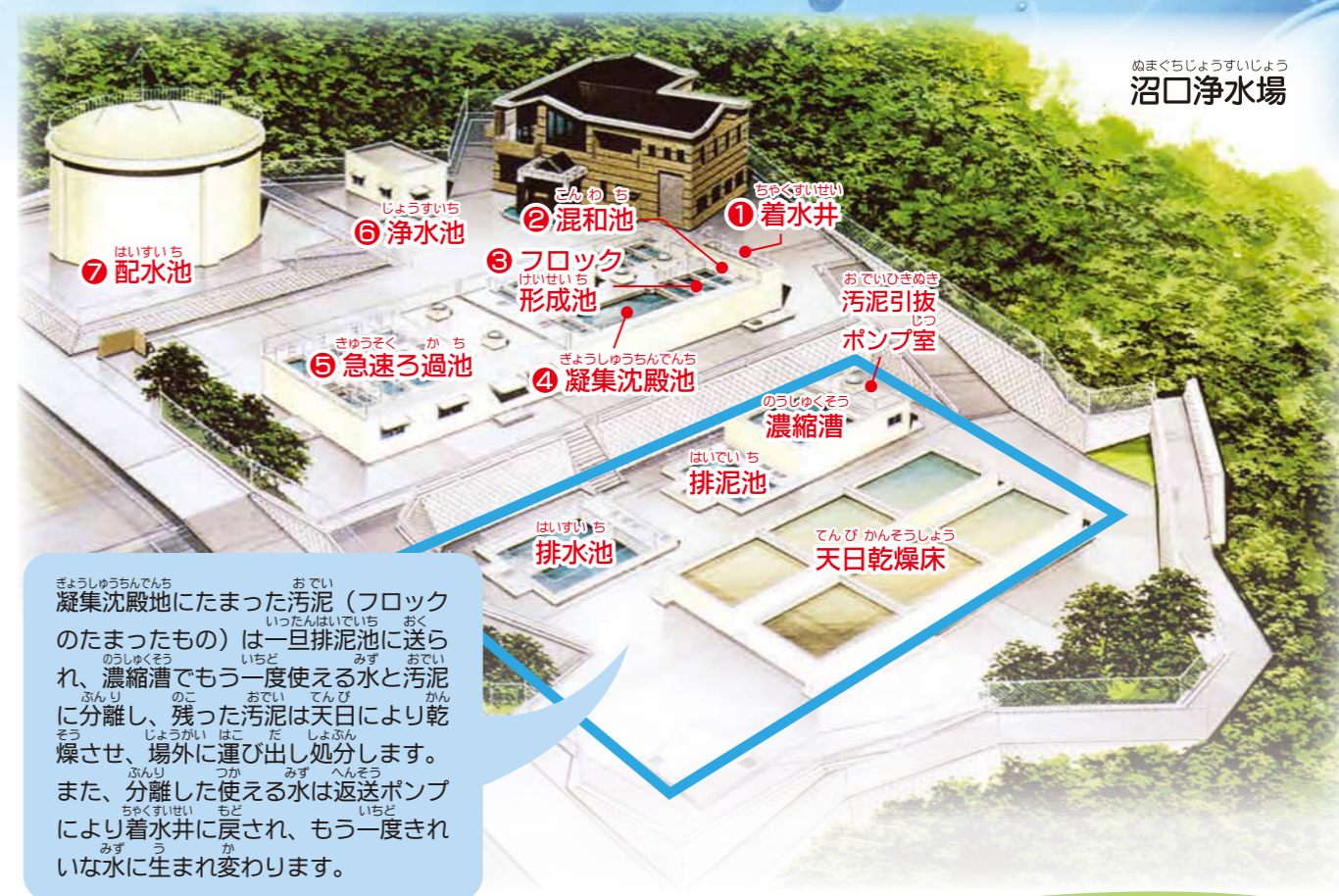
-  きりのじょうすいじょう きゅうすいきき
桐野浄水場の給水区域
-  ぬくみじょうすいじょう きゅうすいきき
生見浄水場の給水区域
-  かみのくまじょうすいじょう きゅうすいきき
神ノ隈浄水場の給水区域
-  ぬまぐちじょうすいじょう きゅうすいきき
沼口浄水場の給水区域
-  みやた ちく じょうすいどうじぎょう
宮田地区 (上水道事業)
-  わかみや ちく かんい すいどうじぎょう
若宮地区 (簡易水道事業)

水道水ができるまで

地下水



ダム 沼口浄水場



凝集沈殿地にたまった汚泥(フロックのたまったもの)は一旦排泥池に送られ、濃縮槽でもう一度使える水と汚泥に分離し、残った汚泥は天日により乾燥させ、場外に運び出し処分します。また、分離した使える水は返送ポンプにより着水井に戻され、もう一度きれいな水に生まれ変わります。



① 着水井
水源から送られてきた水の量を調整します。

② 混和池
ポリ塩化アルミニウム(PAC)という薬品を原水と混ぜ合わせます。

③ フロック形成池
小さなゴミなどを大きな固まり(フロック)にします。

④ 凝集沈殿池
ゴミを固まりにしたフロックを沈殿させて、上部の澄んだきれいな水を取り出します。

⑤ 急速ろ過池
砂の層を通して、さらに小さなフロックを取り除きます。

⑥ 浄水池
濁りがなくなった水に塩素という薬品を入れて消毒し、いったん貯めておきます。

⑦ 配水池
みなさんが使う水の量にあわせて水を貯めておくところです。

